

マンガで
わかる

小規模企業共済



ご自身が **節税** しながら積み立てる **退職金** 制度です

詳しくは中面の『マンガでわかる小規模企業共済制度』をご覧ください

若手経営者
創業間もない
経営者も!

40~50歳
前後の
経営者も!

60歳前後
の経営者も!

現役時代に
将来の資金を蓄えたとしたら...

その他(貯蓄など)

小規模企業共済

国民年金基金(厚生年金)

国民年金(老齢基礎年金)

● 制度の特徴 ●

1

国が定めた制度 で安心! 確実! 全国で約4割の経営者が加入!

法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度、国が全額出資する
独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が運営。



2

掛金は**全額所得控除**で節税! 月額1,000円~!

払い込んだ掛金は、確定申告書の **小規模企業共済等掛金控除** 欄にご記入頂ければ
全額所得控除となり、掛金は、月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で設定できます。

確定申告書	所得から差し引かれる	雑損控除	⑩																		
		医療費控除	⑪																		
		社会保険料控除	⑫																		
		小規模企業共済等掛金控除	⑬																		
		生命保険料控除	⑭																		
		地震保険料控除	⑮																		
		寄附金控除	⑯																		

課税される 所得金額	毎月掛金額ごとの加入後 節税額			
	1万円	3万円	5万円	7万円
200万円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円

3

受け取り時も**税制のメリット**!

共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も
受け取り可能。受け取りは「一括」「分割」「一括と分割の併用」に加え、
税制のメリットがあります。

一括受取

退職所得扱い

分割受取

公的年金等の
雑所得扱い

世代別のポイント

若手経営者・創業間もない経営者



ポイント 1

事業規模が小さい時に加入

小規模企業共済（本共済）加入後、常時使用する従業員が増えて加入資格を失っても、本共済に加入し続けることができます。事業規模が大きくなり加入資格を失う前に、少額の掛金（月額1,000円から）で、加入すれば、その後事業規模が大きくなっても続けられ、掛金の増額もできます。

ポイント 3

退職所得控除を増やせる

共済金受け取り時の税制メリットである退職所得控除額は、掛金の大小に関係なく掛金納付期間が長いほど大きくなります。若いうちに少額掛金で加入し、退職所得控除額を増やしましょう。

ポイント 2

事業資金に困ったら...

事業資金に困ったら、掛金納付月数により掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用でき、速やかに資金が調達できます。また、共済金等の請求権は差押えが禁止されています。

ポイント 4

廃業時の事業の再建等

本共済は、生活の安定や事業の再建を図るために資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。やむを得ず廃業する場合などに、最も有利な共済金Aが受け取れます。

40～50歳前後



ポイント

老齢給付で共済金を受け取り

50歳までに加入すれば、65歳の年金受給開始時に老齢給付で共済金Bを受け取ることができ、年金の不足分を補完出来ます。しかも事業を継続しながら受け取れます。また、一度共済金を受取った後に再度加入することもできます。

60歳前後



ポイント

加入は年齢制限なし

60歳を過ぎても、現役で仕事をしていれば本共済に加入できます（年齢制限なし）。

会社等役員

平成28年4月の法改正により、**65歳以上で任意に退任した場合でも**、有利な共済金を受け取れるようになりました。

加入済みの方へ

今の掛金の増額で、 節税を考えてみませんか？

掛金の増額は500円単位で、掛金の上限7万円まで増額でき、掛金全額が所得控除されます。掛金月額の増額申込みは、「掛金月額変更（増額）申込書」に必要事項を記入のうえ、窓口でお申込みいただけます。

さらに、平成28年4月の法改正により、現金無しでも増額のお手続きができるようになりました。

ポイント

共同経営者の加入

現在加入の個人事業主に加え、**配偶者や後継者等の共同経営者**は、条件を満たせば2人まで加入できます。

ポイント

会社等役員の加入

現在加入している役員のほか、**取締役や監査役など**商業・法人登記簿謄本等に登記がある会社等の役員は、加入できます。

加入資格

次の2つの条件を満たす方が加入できます。

詳しくは、「当機構のホームページ」を参照、又は「お問い合わせ先」にご照会ください。

① 個人事業主及びその共同経営者又は会社等役員（登記があること）

② 常時使用する従業員人数の条件が以下を満たしていること

小売業・卸売業・サービス業等…5人以下／製造業・建設業・運輸業・農業等…20人以下／宿泊業・娯楽業…20人以下

※「常時使用する従業員人数」は、雇入期間の定めのあるパートやアルバイト等の従業員及び個人事業主、共同経営者、専従者並びに会社役員は含まれません。





ほんとうに
安心・確実なの?

小規模企業共済制度は、法律(小規模企業共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

この制度に
加入できる人は?

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

● 常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主および会社の役員

● 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

● 常時使用する従業員が20人以下であつて、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

● 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

● 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

※ 共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。
① 事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している。
② 事業の執行に対する報酬を受けている。



毎月の掛金は
どのくらいなの?

掛金月額額は千円〜7万円の範囲内
(500円単位で自由に選べます。
加入後も掛金月額額は増額・減額でき
ます。

また、払込み方法も「月払い」「半年払
い」「年払い」からお選びいただけます。

掛金は税法上どんな
メリットがあるの?

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛
金控除」として、課税対象所得から控除
できます。

(1年以内の前納掛金も同様です)

■所得税の確定申告書(B様式の例)

所得から差	医療費控除	①	
	社会保険料控除	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	360000
	生命保険料控除	⑭	
	地震保険料控除	⑮	

掛金金額36万円(3万円×12カ月)

課税所得金額400万円であれば

109,500円の節税!

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得
金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除
等を控除した後の額で、課税の対象となる額をい
います。

※2 税額は、平成26年1月1日現在の税率に基づき、
所得税は復興特別所得税を含めて計算していま
す。住民税均等割については、5000円として
います。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの
「加入シミュレーション」を利用ください。
(<http://www.smej.go.jp/skyosai/simulation/>)



**共済金の
税法上の取扱いは？**

共済金の受取りは「二括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」のいずれか
をお選びいただけます。税法上「一括受取
りによる共済金は「退職所得扱い」、分
割受取りによる共済金は「公的年金等
の雑所得扱い」となります。

**事業資金も
借り入れできるの？**

契約者（一定の資格者）の方は、納付した
掛金合計額の範囲内で、事業資金等の
貸付けが受けられます（担保・保証人は
不要）。

【貸付けの種類】

一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転
業時・新規事業展開等貸付け、福祉対
応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業
承継貸付け、廃業準備貸付け

**共済金の
受給権は？**

共済金・解約手当金の受給権は、国税等
滞納の差押え以外は、差押禁止債権と
して保護されます。

● 掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。(http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/)

● 共済金等の受取

満期や満額はありません。下表の共済等事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。

共済 事由 地位	A共済事由	B共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業主	◎個人事業の廃止(※1) (注)複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となります。 ◎個人事業主の死亡	◎高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった(※4) ◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)(※4)	◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等) ◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった(※4)
共同経営者	◎個人事業主の廃業に伴う共同経営者の退任(※2) (注)事業主が複数の事業を営んでいる場合は、そのすべての事業を廃止したことが条件となります。 ◎共済契約者の死亡 ◎共同経営者の疾病又は負傷による退任	◎高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任しなかった ◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となったときを除く)	◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等) ◎個人事業主が法人成りし、共同経営者がその会社の役員たる小規模企業者となった ◎共同経営者の退任による解約
会社等役員	◎会社等の解散 (注)組織変更により会社を解散した場合は除きます。	◎会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任(※3) ◎会社等役員の死亡 ◎高齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます)	◎会社等役員の退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く)	◎任意解約 ◎中小機構による共済契約の解除(12か月以上の掛金滞納等)

※1 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、準共済事由となります。

※2 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、準共済事由となります。

※3 平成28年3月以前に「疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、準共済事由となります。

※4 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、A共済事由となります。(平成23年1月以降に共済事由が発生し、同一人通算・承継通算手続きをした方を除く)

● 共済事由と掛金納付年数に応じた、共済金受取額及び税法上の取り扱い

掛金月額が10,000円の場合 例えば掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付年数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額をお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取り扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

※3 解約手当金の税法上の取り扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。